

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり



この生活保護のしおりは、生活保護の制度について大まかに説明したものです。

詳しいことやわからないことがあれば、お気軽にご相談ください。

すざかしふくしじむしょ
須坂市福祉事務所

すざかしやくしょ ふくしか ほごしえんがかり
(須坂市役所 福祉課 保護支援係)

すざかしおおあざすざか ばんち でんわ
須坂市大字須坂1528番地1 電話 026-248-9003

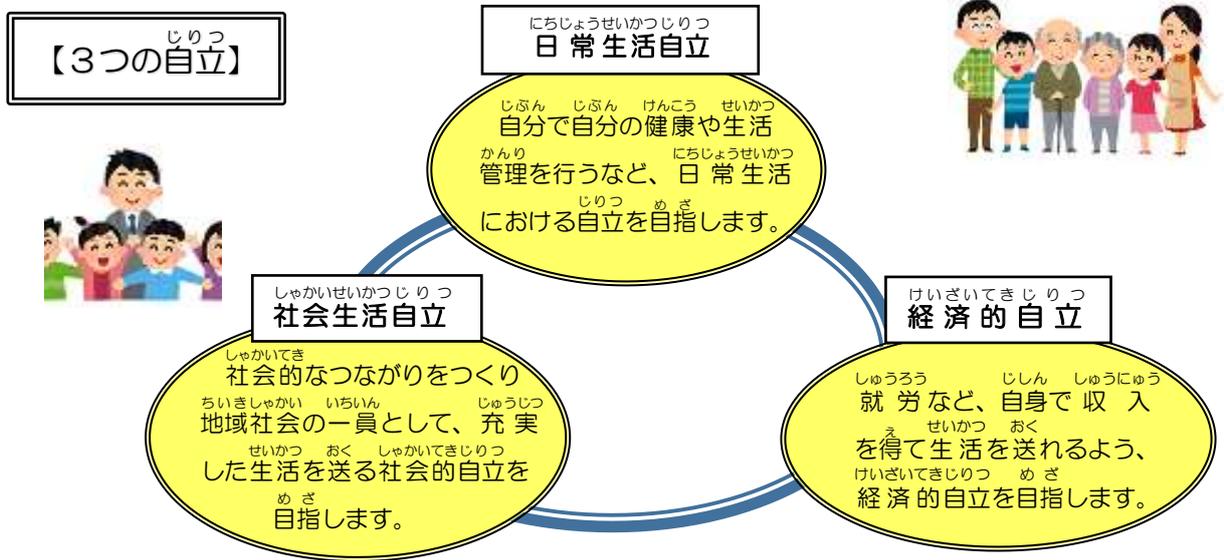
も く じ

- せいかつ ほ ご せいど 生活保護制度とは・・・1 ページ
- せいかつ ほ ご 生活保護のしくみ・・・2 ページ
- ほ ご う まえ りよう けんとう 保護を受ける前に利用・検討していただくこと・・・3 ページ
- せいかつ ほ ご しんせい てつづき 生活保護申請の手続などについて・・・5 ページ
- せいかつ ほ ご しゅるい 生活保護の種類・・・8 ページ
- せいかつ ほ ご う かた けんり ぎむ 生活保護を受ける方の権利と義務・・・9 ページ
- いりようきかんじゅしん かいご う ばあい 医療機関受診や介護サービスを受けたい場合・・・11 ページ
- せいかつ ほ ご ひ かえ ばあい 生活保護費を返していただく場合・・・13 ページ
- ほかちゅうい その他注意していただくこと・・・14 ページ

I 生活保護制度とは

私たちは、病気やケガなどで働けなくなったり、離別や死別で収入が無くなったり、高齢になり収入が少なくなったりするなど、いろいろな事情で生活費や医療費などが足りずに困ることがあります。

このようなときに、自分たちの能力や資産を活用し、せいいっぱい努力しても生活していけない場合に、国が定める一定の基準により最低生活に不足する分についてお金を支給し、医療や介護を受けられるようにするとともに、一日も早く、自分の力で生活（自立）していけるように援助する制度です。



※生活保護制度は、「日常生活自立」、「社会生活自立」、「経済的自立」の3つの自立を目指します。

※ 生活保護を受けることは国民の権利です

日本国憲法第25条には「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定められており、生活保護を受けることは、国民の権利です。生活に困っているときは、生活保護法の定める要件に基づき、誰でも生活保護を受けることができます。

Ⅱ 生活保護のしくみ

生活保護は利用する世帯の人数、年齢、障がいの程度、家賃額（上限あり）などにより国が最低生活費を定めています。その基準と世帯の収入や資産などを比較して、どのくらい足りない部分があるのか審査し、不足する部分を生活保護費で補います。

<生活保護が受けられる場合>

1 収入が無い場合

最低生活費	医療	生活保護費
	介護	
	教育	
	住宅	
	生活	

2 収入がある場合

最低生活費	医療	生活保護費
	介護	
	教育	
	住宅	
	生活	
	収入	

<生活保護が受けられない場合>

3 収入がある場合

最低生活費	医療	収入	生活保護費
	介護		
	教育		
	住宅		
	生活		
	本人支払額		

最低生活費	医療	収入
	介護	
	教育	
	住宅	
	生活	

○ 最低生活費とは？

世帯の状況（人数、年齢、居住地、障がいの程度など）をもとに、国の基準により計算された1か月分の生活費。

○ 収入

世帯の全ての収入（働いて得た収入、年金、保険金、仕送り、資産売却・賃貸など）。働いて得た収入は、基礎控除があります。

○ 生活保護は世帯全員が対象です

生活保護は、原則世帯全体で保護が必要かどうかを判断します。そのため、世帯の一部の方のみで生活保護を受けることは基本的にできません。世帯とは、一つの屋根の下に一緒に居住していることや、生計を共にしている状態のことなどを言います。

Ⅲ 保護を受ける前に利用・検討していただくこと

1 資産の活用

土地・家屋、預貯金、自動車、生命保険、貴金属などの資産は、処分して生活費にあててください。

保護開始後に資産の保有が認められるかどうかは、福祉事務所が決定します。

◎資産の処分・保有の条件など

品目	ない	よう
土地・家屋 	処分価値が小さい、居住用であるなどの場合は、保有を認められることがあります。ローン付き住宅を保有している場合は、原則生活保護が受けられません。	

<p>自動車</p> 	<p>原則として、自動車の保有は認められず、売却処分の対象で、運転も認められません。他人名義であっても利用は認められません。ただし、障がいのある方が通勤・通院に利用する場合、通勤・通院先が公共交通機関の利用が著しく困難な場合など、例外的に自動車の保有・運転が認められることがあります。なお、通勤、通院以外の保有、運転は認められません。</p>
<p>生命保険 学資保険</p>	<p>解約返戻金の額が少額であるなどの場合に、条件を付して保有を認めることがあります。</p>
<p>事業用品</p> 	<p>原則、換価価値の高いものは、処分させていただきます。ただし、用途や用品の性質によって、保有が認められる場合があります。</p>
<p>生活用品</p> 	<p>貴金属や債券、換価価値の高いものは、処分させていただきます。処分価値の小さいもの、生活上必要と認められるものは、保有が認められる場合があります。</p>

2 その他の制度の活用

生活保護以外にも年金、雇用保険、健康保険、児童手当、児童扶養手当、介護保険、医療助成制度、障がい者福祉サービスなどの公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合は、それらを優先して活用させていただきます。

3 稼働能力の活用

働く能力のある方は、その能力に応じて働く必要があります。

求職活動にあたり就労支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。

4 扶養能力の活用

親、子ども、兄弟姉妹などの、民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は受けてください。

IV 生活保護申請の手続などについて

- ① 相談 須坂市福祉事務所（須坂市福祉課）へ、困りごとを相談ください。
- ② 申請 生活保護申請の意思がある方は、保護開始申請書などの必要書類を提出します。
- ③ 調査 生活保護利用の可否を審査するため、調査員が、生活状況、資産状況などについて調査します。
- ④ 決定 調査結果を審査し、生活保護の開始、却下を決定します。
- ⑤ 保護開始 保護費の支給と地区担当員（ケースワーカー）による自立に向けた支援が開始されます。

⇒ 「① 相談」 から 「⑤ 保護開始」 の流れに沿って説明していきます。

① 相談（生活にお困りになったら・・・）



生活に困って相談したい、生活保護の相談をしたい方は、須坂市福祉事務所（須坂市役所福祉課）までお問い合わせください。

生活状況などをお伺いしながら、生活保護の制度やその他の福祉サービスについて説明、助言をします。

※ 生活に困りごとがある場合は、須坂市生活就労支援センター（通称：まいさぼ須坂）や、民生委員にご相談いただくこともできます。



② 申請（意思があればどなたでも）

生活保護を受けようとする本人（世帯主）や親族が申請することができます。

福祉事務所に申請書類がありますので、記入して提出してください。

- ※ 申請書類：保護開始（変更）申請書、資産申告書、収入申告書、同意書など、その他、生活保護決定の判断に必要な書類の提出を求めることがあります。

3

調査（生活保護を決定するために）

ケースワーカーは、生活保護の開始・却下を決定するため以下の調査を実施します。



1 資産の調査

金融機関、保険会社などへ資産について調査を行います。

- ※ 預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却・活用して生活費に充てていただくこともあります。

2 扶養能力の調査

親、兄弟姉妹、子どもなどの民法上扶養義務のある方へ、援助が可能な調査を行います。

- ※ 親族の扶養は、保護受給の要件ではありませんので、援助可能な親族がいることで、生活保護を受けられないことにはなりません。
- ※ DV（家庭内暴力）や虐待などの特別な事情がある場合は、親族への調査を行わないこともありますので、事前に相談してください。

3 家庭訪問による調査

ケースワーカーが、申請のあったお宅（世帯）を訪問し、実地により調査を行います。

- ※ 調査内容：居住の実態、生活状況、生活歴、収入・資産、親族などから援助、健康状態、通院・通所の状況などについてお伺いします。
- 必要な場合は関係機関などへ書面による調査を行います。

4

決定（審査し開始・却下を決めます）

調査結果をもとに、須坂市福祉事務所内において、生活保護法の要件を満たすかどうか審査し、保護の開始・却下を決定します。

※ 審査結果

申請から14日以内（特別な事情がある場合は30日）に書面にて通知します。



5

保護開始（保護が開始になると）

1 保護費の支給

生活保護を受けられることが決定したら、保護費は原則毎月5日に月単位で支給されます（5日が土日、祝日にあたる場合はその直前の平日）。

※ 保護開始にあたり、福祉事務所の窓口で、今後、生活保護を受けるにあたっての注意事項などの説明があります。

※ 保護の決定から初回の支給までには数日を要しますので、初回支給日についてはケースワーカーに確認してください。



2 ケースワーカーの役割

保護が開始されるとケースワーカーが定期的にあなたのお宅を訪問して、日常生活状況や健康状態について伺いながら、あなたが自力で生活できるようお手伝いをします。遠慮なく相談してください。

3 民生委員の役割

民生委員は、地域の方の困りごとや心配ごとについて相談にのり、必要な助言・指導をしてくれる方です。福祉事務所の協力機関で、あなたと福祉事務所のパイプ役です。

民生委員には、秘密を守る義務がありますので、個人情報 は固く守られます。あなたのお住いの地域に、担当の民生委員がいますので、安心して相談してください。

4 生活保護の種類

(1) 生活扶助

衣食や光熱水費などの日常生活に必要な費用。その他に、世帯状況により認められる加算、特に必要と認められた場合に認められる一時扶助などがあります。



(2) 住宅扶助

家賃や住宅の補修費など、住宅の維持に必要な費用。公営住宅の家賃は原則として福祉事務所が直接納付します。



(3) 教育扶助

学級費や給食費、教材代など、子どもが義務教育を受けるための費用。



(4) 医療扶助

医療機関を受診する費用、薬の費用、通院のための交通費など(国民健康保険に準じた必要最低限の額)。保険適用内であれば原則自己負担は発生しません。



(5) 介護扶助

介護サービスを受けるための費用。原則自己負担(1割)は発生しません。



(6) 出産扶助

出産に要する費用について限度額内で支給します。



(7) 生業扶助

高等学校等や就職するために必要となる技能、資格習得にかかる費用。いろいろな制度がありますので、まずはご相談ください。



(8) 葬祭扶助

世帯員がなくなった場合に、必要な葬儀費用を限度額内で支給します。



5 その他臨時的に支給される保護費

- 保護開始時に、不足している家具什器（炊飯用具、食器等）
- 転居する際の家具運搬費、敷金、仲介手数料、住宅更新料など
- 病気などにより必要となる、おむつの費用
- 小学校、中学校、高等学校に入学するときに必要となる費用
- 小学校、中学校、高等学校のクラブ活動で必要となる費用



※ 支給には、一定の条件や上限額があるため、全ての項目が支給されるわけ
 はありません。事後の報告では、支給されない場合がありますので、必ず事前
 に福祉事務所に相談・申請をしてください。

V 生活保護を受ける方の権利と義務

1 権利

生活保護を受ける方には、安心して暮らすために次のような権利が保障されています。

項目	内容
無差別平等の原則	条件を満たせば、全ての方が平等に生活保護を受けることができます。
不利益変更の禁止	正当な理由がなければ、すでに決定された保護を、不利益に変更されたりすることはできません。
公課禁止	支給された保護費などについて、税金が課せられることはありません。
差押禁止	すでに支給された保護費や、保護を受ける権利は差し押えられることはありません。

2 義 務

生活の維持や自立した生活が送れるよう次のような義務があります。

項 目	内 容
譲渡の禁止	保護を受ける権利を、他人に譲り渡すことはできません。
生活向上に向けた 努力をする 	働ける方はその能力に応じて働いてください。 病気やケガの方は、病院で受診し治療を受けてください。 収入支出を把握し、無駄な支出を避け、バランスのとれた家計の運営に努めてください。
生活保護法に基づく 指示・指導を守る	福祉事務所から、生活の維持、向上その他の目的の達成に必要な指導・指示を受けたときは、従わなければなりません。これらの指導・指示に従わない場合は、保護が変更、停止、廃止になることがあります。
申告・届出の義務  	世帯や収入の状況に変化があった場合は、速やかに報告しなければなりません。報告がないと適正な保護費が支給できなくなります。 ●世帯の状況 住所、家族（出生、死亡、転入転出など）、就職・離職、健康保険の資格取得・喪失など ●収入の状況 給与・賞与、年金などの公的手当、生命保険の解約返戻金、交通事故の慰謝料、相続・養育費・仕送りなどの収入 申告書を定期的に提出していただくこととなります。

収入の申告を適正に行えば、次のような控除や、収入として認定しない取り扱
いのできるものがあります。

※ 控除とは…ある金額（収入）から一定の金額を差し引くことです。控除された
分は手元に残ることになります。

(1) 就労収入に対する控除

基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に心じて、一定の金額が控除されます。(例：収入50,000円 → 基礎控除額18,400円)
20歳未満控除	20歳未満の方が就労した場合、基礎控除のほかに11,600円が控除されます。
その他必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

(2) 高校生のアルバイト収入

高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など早期自立に充てられると認められものは、収入として認定しない取り扱いができます。

3 その他

- (1) 借金の返済をすることは生活保護の趣旨に反しますので、借入はしないでください。借入（親族や知人からの借金、カードローン、キャッシングなど）をした場合は収入と認定されますので、結果として支給される保護費が少なくなります。ただし、各種奨学金などの公的な貸し付けについては、ケースワーカーにご相談ください。
- (2) 住宅の家賃、給食費や教材費などの学納金は、それぞれの目的のために支給しているものですので、滞納などがないようにしてください。

VI 医療機関受診や介護サービスを受けたい場合

1 医療機関を受診するとき

生活保護受給中は、国民健康保険、後期高齢者医療保険が使用できません。医療機関などを受診するときは、福祉事務所が発行する「医療券」が必要になります。受診先については、ケースワーカーへご相談ください。保険証は生活保護決定時に返還していただきます。

(1) 受診先

- 生活保護法の指定を受けた医療機関で受診をしていただきます。
- 同じ傷病で2か所以上の病院に通院することはできません。
- 比較的近隣に所在する医療機関に通院していただくこととなります。



(2) 急な病気やけがで事前に連絡できない場合

急な病気やけがで通院、入院となった場合、医療機関へ生活保護受給中（申請中）であることを伝えてください。その後、すみやかにケースワーカー、福祉事務所へ連絡してください。

(3) 事前にケースワーカーに連絡・相談していただく場合

- 生活保護申請から決定までの間に通院、入院、退院する場合
- 生活保護受給中に通院、入院、退院する場合
- 就労先の社会保険や親族が加入している社会保険に加入される場合
- 柔道整復、あん摩、マッサージ、針、灸などを受ける場合
- 健康診断を受ける場合や診断書が必要な場合
- 通院に交通費がかかる場合
- メガネ、コルセットなどの装具を必要とする場合



2 介護サービスを受けたいとき

(1) 介護サービスを利用できる方

- 65歳以上の介護保険の被保険者で介護が必要な方
- 介護保険の対象となる病気で治療している40歳から64歳までの方



(2) サービスの利用方法

- 介護がどうかの認定を受けるための手続きを行います。
- 手続きは、被保険者と40歳から64歳までの方で異なります。



※ 介護サービスを利用したい場合は、事前にケースワーカーにご相談ください。

Ⅶ 生活保護費を返していただく場合

- 1 資力がありながら保護を受けた場合の費用返還（費用返還義務／法第63条）
せっぱ詰まった、窮迫の事情などのため、本来、資力（預貯金、相続財産、交通事故示談金など）があるにもかかわらず保護を受けた場合、いろいろな事情で保護費に払い過ぎが生じた場合は、既に支給された保護金品に相当する金額を、返していただくことになります。

⇒ 資力がある場合とは、次のようなことです。

- 各種年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
- 財産を相続したとき
- 生命保険の解約返戻金や保険金（満期・特約）を受け取ったとき
- 交通事故の示談金（慰謝料など）を受け取ったとき
- 保有を認められない土地などの資産を売却したとき



- 2 不正受給の費用徴収と罰則（費用徴収／法第78条・罰則／法第85条）
収入の申告をしなかったり、偽りの申告をしたり不正な手段により保護を受けた場合は、支給した額に40パーセントを上乗せした額以下の金額が、徴収されます。



不正な手段により保護を受けた場合は、3年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられるほか、刑法に基づく処罰を受ける場合があります。

- 3 その他、世帯の収入や状況（入院や入所、減員など）に変化があった場合などに、支給した保護費を返還していただくことがあります。

Ⅷ その他注意していただくこと

1 生活保護を受けることによる免除・減額、資格の喪失

免除・減額	喪失する資格
国民年金保険料	国民健康保険の被保険者の資格
市県民税（申請が必要な場合があります）	後期高齢者医療保険の被保険者の資格
固定資産税・都市計画税	福祉医療費の受給者の資格
NHK放送受信料（申請が必要）	
保育園保育料（申請が必要） など	

2 外国籍の方の申請



生活保護法に定める「国民」に該当しないため、生活保護は利用できません。

ただし、在留資格があり就労活動に制限を受けない方、難民認定を受けた方には、行政措置として生活保護に準ずる取り扱いをします。

3 暴力団員からの申請

暴力団員であったり、暴力団活動にかかわっていたりする場合は、保護の要件を満たさないものとして、急迫した状況を除き、保護を受けることはできません。

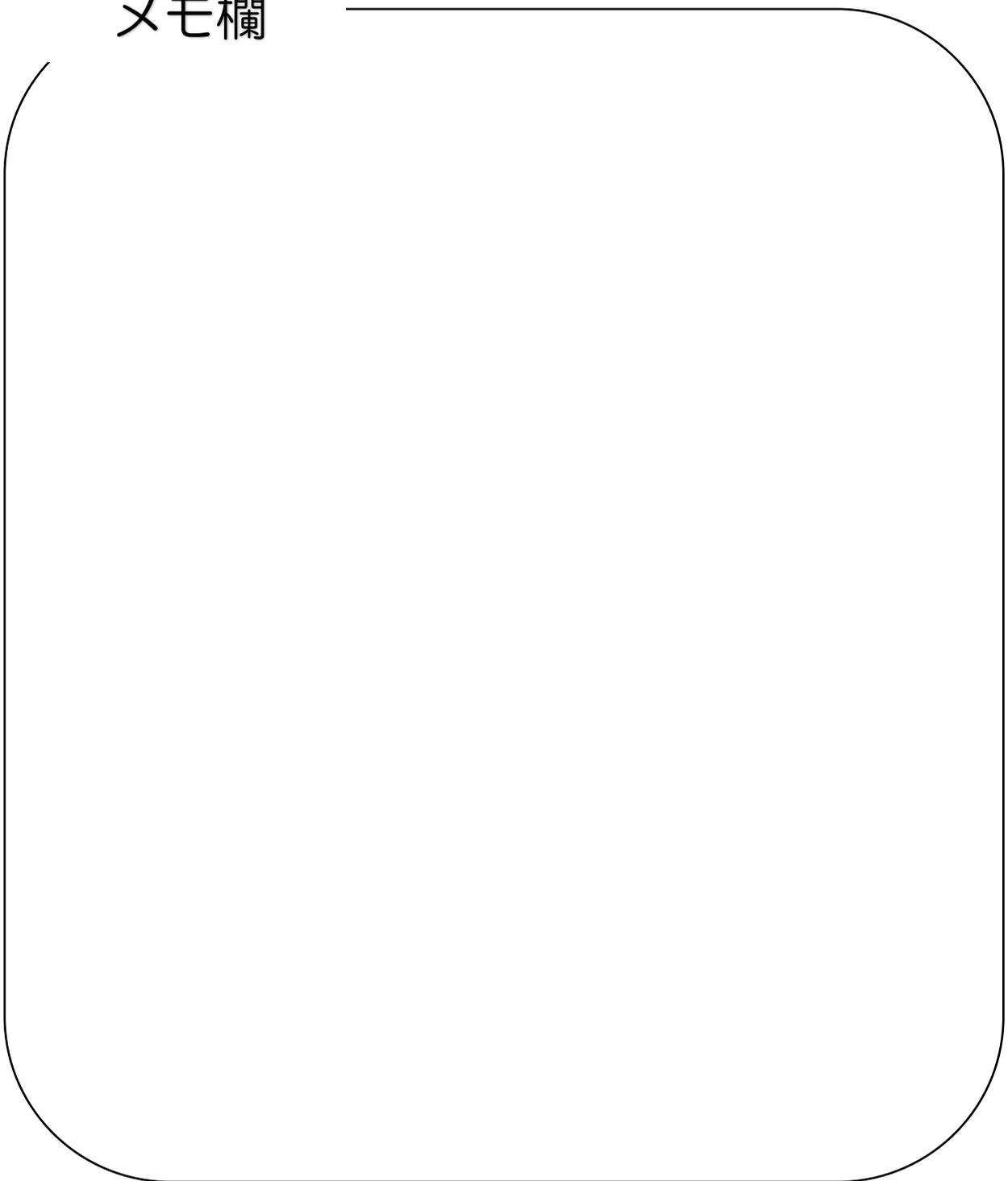
4 不服がある場合

保護の決定について不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に、長野県知事に対して不服を申し立てることができます。

本日、お話を伺ったのは（ ）です。

年 月 日

メモ欄





連絡先 須坂市福祉事務所（須坂市役所福祉課内）

〒382-8511

須坂市大字須坂1528番地1

須坂市役所 福祉課 保護支援係

電話 026-248-9003（福祉課専用）

026-245-1400（市役所代表）

FAX 026-248-7208